

亀山市歴史博物館の今後の運営について

亀山市歴史博物館とは

- ・平成6年に開館し、新築の市立の歴史博物館としては県下初であり、亀山市歴史博物館条例第1条に基づき、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与し、新たな地域文化を創造するため、亀山市歴史博物館を設置している。(資料3「亀山市歴史博物館の設置について」参照)
- ・歴史博物館は、開館から30年が経過する中で、市民の方々から多くの有形及び無形の文化遺産を寄贈されるなどして収集し、保存・活用を行い、地域の文化や歴史を伝える重要な役割を果たしてきた。

亀山市教育委員会の組織と亀山市歴史博物館の補助執行について

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により、教育委員会は、博物館を管理・執行することになっているが、地方自治法第180条の7により教育委員会は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員に補助執行させることができることから、亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第1条及び第2条により、亀山市歴史博物館に関することを市長の補助機関である職員(副市長、市民文化部長及び歴史博物館の職員)が補助執行している。(資料3「亀山市教育委員会の組織と亀山市歴史博物館の補助執行について」参照)

現 状

- ・令和4年に博物館法の一部が改正(令和5年4月1日施行)され、近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館法の目的や博物館の事業、博物館の登録要件等について見直しが行われた。

博物館法の一部を改正する法律の主な概要

- I 法律の目的及び博物館の事業の見直し
 - ・博物館法の目的に、社会教育法とともに文化芸術基本法の本質にも基づくと改められた。
 - ・博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化等が追加された。
 - II 博物館登録制度の見直し
 - ・博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等が、県の博物館登録の基準に適合するか審査されることになった。
- ※ 経過措置として、既に登録されている博物館は施行日(令和5年4月1日)から5年間は登録博物館とみなされる。

- ・博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されたことから、より市民に開かれた博物館に向けて、現在、資料台帳やデジタル・アーカイブの整備等に取り組んでいる。

課 題

- ・デジタル・アーカイブ化の基となる博物館資料台帳等の整備を行う必要があるが、頻繁に歴史資料の寄贈等もあり現在多くの収蔵品を保管しており、資料整理に膨大な時間を要することが想定される。
- ・経常的な博物館業務である企画展の実施や講座等の開催などと並行して、博物館資料台帳等の整備を行うことは難しい状況となっている。
- ・収蔵資料の写真撮影や計測等も行う必要があり、たな卸しするためには撮影場所の確保も必要になる。